第90号議案

新城市しんしろ創造会議条例の制定

新城市しんしろ創造会議条例を次のように定めるものとする。

平成30年9月3日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市しんしろ創造会議条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、全ての市民が、年齢等にかかわりなく、豊かに暮らすことのできる社会の創造に資するために必要な事項について調査審議するため、新城市しんしろ創造会議(以下「しんしろ創造会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 しんしろ創造会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議 し、その結果を市長に答申する。
 - (1) 市民が生涯にわたってその個性と能力を発揮し、地域自治活動、就業その他の社会的活動に参加する機会が確保される仕組みの構築に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市民が豊かに暮らすことができる社会の創造のため に講ずべき施策に関すること。

(組織)

第3条 しんしろ創造会議は、委員10人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 社会活動又は経済活動に関する知識経験を有する者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の規定による答申の日まで の間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 しんしろ創造会議に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

- 3 会長は、会務を総理し、しんしろ創造会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会長は、しんしろ創造会議を招集し、その会議の議長となる。
- 2 しんしろ創造会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 しんしろ創造会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 しんしろ創造会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、 その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

- 第7条 しんしろ創造会議に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名 する部会の委員がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 しんしろ創造会議の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17 年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会委員の項の次に次の1項を加える。

理由

この案を提出するのは、社会経済情勢の変化に対応し、全ての市民が、年齢等にかかわりなく、豊かに暮らすことのできる社会の創造に資するために必要な事項を調査審議する機関を設置するため必要があるからである。